

南部箕蚊屋広域連合公告式条例

平成11年 7月19日 条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例に定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に南部箕蚊屋広域連合長（以下「広域連合長」という。）が署名しなければならない。

2 条例の公布は南部箕蚊屋広域連合（以下「広域連合」という。）及び別表に掲げる町村の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して、広域連合長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月1日条例第1号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年1月1日条例第1号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

掲 示 場 の 位 置
南部町法勝寺 377 番地 1
南部町天萬 544 番地
伯耆町吉長 37 番地 3
伯耆町溝口 647 番地
日吉津村大字日吉津 872 番地 15